# 子ども医療費助成受給者証の利用について

## 平成29年4月より対象年齢が18歳到達年度末までに拡大

１　対象者及び所得制限について

（１）対象年齢：１８歳到達年度末までの児童（婚姻している、もしくは過去にしていた場合を除く）

（２）所得制限：所得制限は無し

２　利用方法について

「子ども医療費助成受給者証（ピンク色）」と「健康保険証」を一緒に医療機関窓口へ提示してください。

３　助成対象について

助成対象は「保険対象の医療費」です。なお、以下のものは助成対象外です。

対象外の例：薬の容器代、入院したときの部屋・食事代、予防接種代等

４　本制度が使えない場合について（宮城県外では受給者証は利用不可）

県外で医療機関を利用した場合、医療機関窓口で自己負担し、「領収書を子育て支援課へ提出」してください。約３ヶ月後に登録した金融機関口座へ振り込みます。

なお、受給者証を忘れて、県内受診した場合も同様です。

５　変更届の提出について（市外転出・市内転居・保険変更等）

（１）市外転出：受給者証を子育て支援課へ返納してください。

（２）市内転居、保険変更：変更届を子育て支援課へ提出してください。

（３）その他：一度子育て支援課へご相談ください。

６　受給者証の自動更新について

毎年９月に自動更新で再度受給資格の有無を判定し、対象者には受給者証を郵送します。

７　医療費が高額になる場合について

入院等で医療費が高額となる場合は、事前にご加入の保険者（国保や社保）から「限度額適用認定書」をお取りの上、「子ども医療費助成受給者証」と合わせて、医療機関の窓口に掲示してください。

子ども医療費助成は、保険診療自己負担限度額までです。「限度額適用認定書」を掲示しないまま医療費の自己負担限度額を超えた場合は、後日助成金の返還などが発生しますのでご注意くださ

８　他の医療制度との併用について

震災による医療費免除、心身障害者医療費助成、母子父子医療費助成なども対象となっている場合は、利用する優先順位は以下のとなりますのでご注意ください。

（１）震災による医療費免除証明書（窓口負担無、自己負担無）
（２）子ども医療費助成事業（窓口負担無、自己負担無）
（３）心身障害者医療費助成事業（窓口負担有(後日償還払)、自己負担無）
（４）母子父子家庭医療費助成事業（窓口負担有(後日償還払)、自己負担有）

**本制度は、特定防衛施設周辺整備交付金調整交付金を活用しています。**

上記の点にご注意のうえご利用ください。不明な点については右記担当までご連絡ください。

担当
宮城県東松島市 保健福祉部
子育て支援課 子育て支援係
TEL 0225-82-1111(内線1420)